

泥土リサイ
クル協会

ウェブで建設汚泥リサイクルをチェック

タブレット、スマホでも可能

廃棄物該当性指導指針なども通解



勉強会のようす

（社）泥土リサイクル協会（愛知県稲沢市、木村孟理事長）は1月31日、会員企業向けに勉強会を開催した。この日は、建設汚泥の工事内・工事間利用を促進することを目的に、

チェックリストは会員向けのサービスで、排出する汚泥について、地域、発生源、汚泥処理量、処理上の環境安全性、採用する技術の客観的評価などを入力すると、「良好」、

環境省通知である「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」の通解を行った他、インターネットを活用した「排出事業者のための建設汚泥リサイクルチェックリスト―適正評価の確認―」を開始したことを明らかにした。

「注意が必要」、「見直しが必要」など、入力情報に応じて、総合評価としての適正度の目安が表示される。チェックはPCの他、スマートフォンやタブレットでも使用可能。現場での着地点などが認識しやすくなる。

また判断指針の通解にあたり事務局長の野口真一氏は「まだまだ建設汚泥のリサイクルが十分に促進されているとは言えない。リサイクル促進のために、建設汚泥が法的にどのように理解すべきか、今一度原点に立ち返る必要がある」と話した。

野口氏が通解を行ったのは、建設汚泥のリサイクルにおいて最も重要であるとされる2005年の環境省通知「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」。判断指針についての基本的な考え方を、時系列的な流れ、背

景、総合判断に当たった際の判断要素の基準などについて説明。さらに、自ら利用、都道府県知事における指定制度などに触れながら、「用途別の品質及び仕様書等で規定された要求品質に適合していることが客観的に評価できる技術を持つてリサイクルを促進していくことが重要だ」と話した。

その後、国立環境研究所の倉倉宏史主任研究員が「産業副産物の利活用に関する社会実装のあり方」と題した講演を行った。倉倉氏は資源リサイクルにおける環境汚染防止対策と管理について、そして東日本大震災などからの災害廃棄物の有効活用に向けた取り組みについて解説した上で、産業副産物を有効利用するに当たり、社会的解決のためには、基準や評価法、そして社会受容性の重要性を述べた。